令和7年度第11回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和7年9月2日

担当部・課:保健福祉部障害福祉課[内線2475]

① 件 名

石巻市重度心身障害者等医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

本市では、宮城県障害者医療費助成事業補助金を活用し、重度心身障害者及び中度心身障害者に対して医療費を助成しているが、助成を受けようとする障害者本人(20歳以上)等の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成の対象外としている。

令和7年7月、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の所得制限限度額が改正されたことに伴い、その基準を準用している宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱が改正された。

【目的】

県の要綱改正に合わせ、本市においても重度心身障害者等医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げを行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)

宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱

石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第143号)

石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年規則第90号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和7年7月 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正

(令和7年8月1日施行)

宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正

(令和7年10月1日施行)

8月 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正 (令和7年10月1日施行)

⑤ 主な内容

令和7年10月1日付で障害者本人(20歳以上)の所得制限限度額の引き上げを行うもの。 【所得制限限度額】

E/2114/04/2012/02/04/2012		
扶養親族等の数	改正後	現行
0人	3,661,000円	3,604,000円
1人	4,041,000円	3, 984, 000円
2人	4, 421, 000円	4, 364, 000円
3人	4,801,000円	4,744,000円
4人	5, 181, 000円	5, 124, 000円
5人	5, 561, 000円	5, 504, 000円

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)		
【影響・効果】		
重度心身障害者に対する医療費助成について、適切な支給が図られる。		
 【市財政への負担】		
令和7年度当初予算		
助成延件数 84,000件		
助成額 305,000円		
(財源) 宮城県障害者医療費助成事業補助金 県1/2、一般財源1/2		
※所得制限限度額の引き上げに伴う助成対象者数に影響はないため、財政負担は生じない。		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
世の日元体の政策との比較検討		
県内他市町村においても同様に改正予定		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
9 その他		